

令和4年9月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和4年9月2日（金）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室においてにおいて、会長が9月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長
1番 後藤 聖憲 委員 2番 藤嶋 祐美 委員 3番 二村 啓二 委員 5番 宮田 忠公 委員 6番 野上 政憲 委員
7番 佐藤 幸子 委員 8番 竹尾 奈美 委員 10番 後藤 博幸 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

4番 城野 幸司 委員 9番 柳井 博之 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第45号 非農地証明願いについて

議案第46号 農用地利用集積計画の決定について

議案第47号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

- 局長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いを致します。
- 議長 それでは議長をしばらく務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。
- 局長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は4番の城野委員と9番の柳井委員が欠席となっており、出席は10名となっております。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。
- 議長 次に、議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

- 議長 それでは、議席番号5番 圭田 忠公委員と、議席番号6番 野上 政憲委員に議事録署名をお願い致します。
議案審議に入ります。
議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。
- 次長 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出があったので提案する。
令和4年9月2日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次に2ページをお開きください。
番号1、(畑)1,203m²については、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号2、(畑) 684m² 外4筆 合計3,939m² については、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号3、(田) 360m² 外2筆 合計574m² については、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号4、(田) 100m² については、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上、3条申請4件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

8月24日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号ですが、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次の3~4ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請4件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

後藤聖 委員 私、後藤より、8月24日に実施しました議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、譲受人により一部で露地野菜が植えられています。許可後も露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は5筆の畑で、現在は譲受人により大豆が作付けされています。許可後も大豆の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 3 筆の田で、1 筆は菜園として、2 筆は草刈り等により管理されています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【下限面積要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 4 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、現在は草刈り等により管理されています。許可後は水稻の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【下限面積要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 4 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第 16 地区の廣田推進委員さん。

廣 田 第 16 地区、推進委員の廣田です。

推進委員 番号 1 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畑で、譲受人により一部で露地野菜が植えられています。今後、残りの部分も解消し露地野菜の作付けを行うとのことです。
特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 13 地区の芦刈推進委員さん。

芦 刈 第 13 地区、推進委員の芦刈です。

推進委員 番号 2 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 5 筆の畑で、現在は譲受人により、すでに大豆が作付けされています。今後も大豆の作付けを行うとのことで、特に問題は無いと思

われます。

議 長 続きまして、第 5 地区の平松推進委員さん。

平 松 第 5 地区、推進委員の平松です。

推進委員 番号 4 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、現在は草刈り等により管理されています。許可後は水稻の作付けを行うとのことで、特に問題ないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 5 ページとなります。

議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和4年9月2日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 138 m² 外3筆 合計 1,292 m² については、所有権の移転を行い、4区画の宅地分譲用地を造成するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号2、(畠) 359 m² については、使用貸借権の設定を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は2種農地となります。

以上、5条申請2件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の7ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請2件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

後藤博 委員 私、後藤より、8月24日に実施しました議案第44号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畠については、所有権を取得し、4区画の宅地分譲用地として利用するものです。

申請地は2筆の田と2筆の畠で、現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の畠については、使用貸借権を設定し、一般住宅として使用するものです。

申請地は1筆の畠で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。

一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当の推進委員さんより報告をお願いします。第 6 地区の伊藤推進委員さん。

伊 藤 第 6 地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号 1 の畠については、所有権を取得し、4 区画の宅地分譲用地として利用するものです。

申請地は 2 筆の田と 2 筆の畠で、現在は草刈り等により管理されています。申請地の下はこれまでに不動産会社が造成した住宅地で、周囲も特に農地として利用がされていないため、周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 続きまして、第 2 地区の首藤推進委員さん。

首 藤 第 2 地区、推進委員の首藤です。

推進委員 番号 2 の畠については、使用貸借権を設定し、一般住宅として使用するものです。

申請地は 1 筆の畠で、現在は草刈り等により管理されています。周辺は住宅と農地が混在する地域で、隣にも住宅が建っています。特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第45号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次長 8ページをお開きください。

議案第45号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和4年9月2日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 8.67 m² 申請者の土地については、昭和50年頃より道路改良により生じた狭小残地となります。チェックリストについては、③の周囲の状況から農地に復元しても継続利用が見込めない土地に該当し、(ア)から(オ)の要件をみたしている土地となります。

番号2、(田) 158 m² 申請者の土地については、平成15年11月5日に5条の許可を受け、転用目的どおりに転用された土地となります。チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し非農地化されたが地目変更が未登記の土地となります。

番号3、(田) 36 m² 外4筆 合計390 m² 申請者の土地については、平成5年頃より倉庫が建築されていたが、現在は取り壊され雑種地となっている土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

申請地は次の10ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願3件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第45号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第45号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。
次に議案第46号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 11ページとなります。

議案第46号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり
あったので提案する。

令和4年9月2日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第9号）「令和4年9月2日公告予定」になります。 1ページをご覧ください。

この農用地利用集積表は令和4年8月末までに申し出がありました白杵市全体の集積表であります。

説明については1ページの中段やや下の合計欄で説明します。田については、2,920m²、3筆、畑については、2,651m²、2筆、合計面積は、
5,571m²、5筆です。次に貸し手、借り手ですが、貸し手が4名に対して、借り手は2名となります。

各筆明細につきましては、4ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和4年9月2日公告予定の農用地利用集積計画（第9号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第46号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第46号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第47号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 12ページをご覧ください。

議案第47号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和4年9月2日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。1ページを説明しますのでご覧ください。

(畑) 2筆 2,213m² を配分するものです。農用地の所在は2ページに掲載していますのでご覧ください。

次に3ページを説明しますので、ご覧ください。

(畑) 1筆 350m² を配分するものです。農用地の所在は4ページに掲載していますのでご覧ください。なお、農用地貸付調書にそれぞれの詳細を掲載していますのでご覧ください。

以上、2件の配分計画について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第47号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第47号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。